

平成25年11月定例会

文教厚生委員会説明資料

教 育 委 員 会

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 債務負担行為	1
2 その他の議案等	2
(1) 条例案	2
(2) 指定管理者の指定について	3

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 債務負担行為

(単位:千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳		
				特定財源	国支出金	一般財源
生涯学習政策課	徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成28年度	224,656	地方債	その他	224,656

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県社会教育委員設置条例（生涯学習政策課）

（改正の理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正する必要がある。

（改正の概要）

（ア）委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとする。

（イ）規定の整備合理化を図るため、条例の全部を改正することとする。

（施行期日）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立牟岐少年自然の家 指定管理者の指定 (生涯学習政策課)

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立牟岐少年自然の家	徳島市一番町三丁目16番地の3	岡田企画株式会社	自 平成26年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

